

第6章 自由に反する罪

第1節 不法監禁罪および誘拐罪

第163条 ① その自由を奪って、他人を閉じ込めまたは監禁する私人は、4年から6年の禁固刑に処せられる。

② 有罪判決を受けた者が、当初目的を達成することなく、閉じ込められた者または監禁された者をその監禁から最初の3日以内に開放した場合は、1段階低い刑が科される。

③ 閉じ込めまたは監禁が15日超続いた場合は、5年から8年の禁固刑が科される。

④ 法律で認められる場合を除き、当局に直ちに引き渡すために人を逮捕した私人は、3月から6月の罰金刑に処せられる。

第164条 被誘拐者の開放に何らかの条件を要求する誘拐者は、6年から10年の禁固刑に処せられる。誘拐時に第163条第3項規定の事態が生じた場合は、1段階高い刑が科され、第163条第2項の条件が満たされる場合は、1段階低い刑が科される。

第165条 前各条の刑は、それぞれの場合で、不法監禁または誘拐が当局または公務を擬装して実行された場合、あるいは、被害者が未成年、特別な保護が必要な障害者または職務執行中の公務員であった場合は、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

第166条 ① 被監禁者の居場所を言わない不法監禁または誘拐の犯人は、不法監禁の場合は、10年から15年の禁固刑に処せられ、誘拐の場合は、15年から20年の禁固刑に処せられる。

② 次の何らかの事由があるときは、(前述の)犯行は、不法監禁の場合は、15年から20年の禁固刑に処せられ、誘拐の場合は、20年から25年の禁固刑に処せられる：

a) 被害者が、未成年者または時別の保護が必要な障害者であること。

b) 犯人が、被害者の性的自由または安全を侵害する意図で不法監禁または誘拐を実行したこと、または、事後、その目的で行為したこと。

第167条 ① 法律で認められる場合でなく、また、犯罪に基づく理由を介さないで、本節に規定される何らかの行為を犯した当局(*当局の人的範囲については第24条参照)または公務員は、これら行為に規定されるそれぞれの刑をその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。また、1段階高い刑とすることができる。

② 次の者は、同じ刑に処せられる：

a) 犯罪に基づく理由の有無にかかわらず、その憲法上または法的権利を奪って、ある者の自由剥奪を決定、実行または延長し、また、当該自由剥奪（状態）を認めず、または、何らかの他の方法でその者の状況または居場所を秘匿した公務員または当局。

b) 国またはその当局の承認、支援または同意を得て当該行為をした私人。

③ 本条に係わる行為が当局または公務員によって行われた全ての場合では、それらの者に、さらに、8年から12年の絶対的公権剥奪刑が科される。

第168条 本節規定の犯罪を犯すための扇動、共謀および教唆は、対応する犯罪の刑より1または2段階低い刑に処せられる。

第2節 脅迫罪

第169条 殺人罪、傷害罪、墮胎罪、自由に反する罪、拷問罪、および、精神、性的自由、プライバシー、名誉、財産と社会経済秩序に反する罪を構成する害悪を、他人、その家族または他の近しい人々に加えると脅迫する者は、次のように処罰される：

1. 違法ではないとしても、金銭を要求して、または、他の条件を付して脅迫し、その目的を達成した場合は、1年から5年の禁固刑。目的未達成の場合は、6月から3年の禁固刑。

前段の刑は、脅迫が文書、電話またはなんらかの通信または再生手段によって、あるいは、実在または架空の団体またはグループの名でなされた場合は、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

2. 脅迫が無条件であった場合は、6月から2年の禁固刑。

第170条 ① 犯罪を構成する害悪（を持って）の脅迫が、ある市町村の住民、民族的、文化的または宗教的グループ、あるいは、社会的または職業的団体、その他のなんらかの人のグループを恐怖させることに向けられ、恐怖させ得る重大性を有していた場合は、前条に規定される刑より1段階高い刑が科される

② 同じ目的および重大性をもって、テロ組織またはグループによる暴力行為の行使を公然と要求する者は、6月から2年の禁固刑に処せられる。

第171条 ① 犯罪を構成しない害悪（を持って）の脅迫は、脅迫が条件付きで、その条件が正当行為で形成されていない場合は、行為の重大性および事情に留意し、3月から1年の禁固刑、または、6月から24月の罰金刑に処せられる。犯人がその目的を達成した場合は、刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

② 名声、信用または利害に影響を与える可能性のある個人的な生活や家族関係に関連する公に知られていない事実を明らかにする、または、流布すると脅迫して、他人に金員または報酬を要求した者は、要求物の全部または一部の引渡しを受けた

場合は、2年から4年の禁固刑に処せられる。引渡しを受けない場合は、4月から2年の禁固刑に処せられる。

③ 前項の行為がある犯罪行為を明らかにする、または、告発するという強迫であった場合、検察庁は、脅迫の処罰を容易にするために、明らかにすると脅迫された犯罪について起訴を回避することができる。ただし、(当該)犯罪が2年超の禁固刑で処罰される場合を除く。この場合は、裁判官または裁判所は刑を1または2段階下げることができる。

④ 妻である、または、妻であった、あるいは、同居していなくとも、愛情の類似関係で犯人と結びついている、または、結びついていた女性を軽度に脅迫した者は、6月から1年の禁固刑、または、31日から80日の共同体の利益の労働刑に処せられる。また、いずれにしても、1年1日から3年の武器の所有および携帯権利の剥奪刑が科され、同様に、裁判官または裁判所が未成年者または特別な保護が必要な障害者の利益に相当と思料するときは、親権、後見、保佐または保護の行使につき5年までの個別的公権剥奪刑が科される。

犯人と同居する特別な弱者を軽度に脅迫した者には同じ刑が科される。

⑤ 本条前項に含まれる者を除いて、第173条第2項に係わるなんらかの者を武器または他の危険な道具で軽度に脅迫した者は、3月から1年の禁固刑、または、31日から80日の共同体の利益の労働刑に処せられる。また、いずれにしても、1年から3年の武器の所有および携帯権利の剥奪刑が科され、同様に、裁判官または裁判所が未成年者または特別な保護が必要な障害者の利益に相当と思料するときは、親権、後見、保佐または保護の行使につき6月から3年の期間の個別的公権剥奪刑が科される。

第4項および5項に規定される刑は、犯罪が未成年者の居るところで、または、共通の住居または被害者の住居で発生したとき、あるいは、第48条に規定される刑、保全処分または同じ性質の保安処分に違背して行われたときは、刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

⑥ 第4項および5項の規定に係わらず、裁判官または裁判所は、犯人の人的事情および行為実行に出現する事情に留意して、判決で理由づけして1段階低い刑を科すことができる。

⑦ 前述の場合以外、他人を軽度に脅迫した者は1月から3月の罰金刑に処せられる。この(犯罪)行為は、被害者またはその法定代理人の告発でのみ訴追できる。

被害者が第173条第2項に係わるなんらかの者であるときは、刑は、被害者の住所と異なる遠方での5日から30日の常時所在確認刑、5日から30日の共同体の利益の労働刑または1月から4月の罰金となる。この最後の(罰金)刑は第84条第2項の事情が満足される場合である。これらの場合は、前段に係わる告発は要求されない。

第3節 強要罪

第172条 ① 不法に、他人が法律が禁止していないことをするのを暴力的に妨げる、または、望んでいないことをするように強制する者は、正当か不当かを問わず、強要の重大性または使用される手段の重大性に応じて、6月から3年の禁固刑または12月から24月の罰金刑に処せられる。

行使された強要がある基本的権利の行使を妨げる目的であったときは、当該行為が本法の他の規定でより重い罪が科されている場合を除いて、刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

また、行使された強要が住居の正当な使用収益を妨げる目的であったときは、刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

② 妻である、または、妻であった、あるいは、同居していなくとも、愛情の類似関係で犯人と結びついている、または、結びついていた者を軽度に強要した者は、6月から1年の禁固刑、または、31日から80日の共同体の利益の労働刑に処せられる。また、いずれにしても、1年1日から3年の武器の所有および携帯権利の剥奪刑が科され、同様に、裁判官または裁判所が未成年者または特別な保護が必要な障害者の利益に相当と思料するときは、親権、後見、保佐または保護の行使につき5年までの個別的公権剥奪刑が科される。

犯人と同居する特別な弱者を軽度に強要した者には同じ刑が科される。

犯罪が未成年者の居るところで、または、共通の住居または被害者の住居で発生したとき、あるいは、第48条に規定される刑、保全処分または同じ性質の保安処分に違背して行われたときは、刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

前各段の規定に係わらず、裁判官または裁判所は、犯人の人的事情および行為実行に出現する事情に留意して、判決で理由づけして1段階低い刑を科することができる。

③ 前述の場合以外、他人に軽度の強要をした者は1月から3月の罰金刑に処せられる。この(犯罪)行為は、被害者またはその法定代理人の告発によってのみ訴追できる。

被害者が第173条第2項に係わるなんらかの者であるときは、刑は、被害者の住所と異なる遠方での5日から30日の常時所在確認刑、5日から30日の共同体の利益の労働刑または1月から4月の罰金となる。この最後の(罰金)刑は第84条第2項の事情が起こる場合である。これらの場合は、前段に係わる告発は要求されない。

第172条の2 (2022年改訂) ① 他人に結婚することを威嚇してまたは暴力的に強制した者は、強要の重大性または使用される手段の重大性に応じて、6月から3年6月の禁固刑または12月から24月の罰金刑に処せられる。

② 前項に係わる行為を犯す目的で、他人にスペイン国土から離れること、または、そこへ帰らないことを強いるために暴力、重大な威嚇または詐術を用いた者には、同じ刑が科される。

③ 被害者が未成年者のときは、刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

④ 強制婚姻罪の有罪判決において、民事責任に対応する言渡しに加えて、場合に依って、そのように締結された婚姻の無効または解消の確認並びに親子関係および扶養の設定のために妥当な言い渡しが行なわれる。

第172条の3 (2023年改訂) ① 次のなんらかの行為を、しつこくかつ繰り返

して、また、法的に認められていないで、ある人にハラスメントをかけ、よって、その人の日常生活（の展開）を大きく変えた者は、3月から2年の禁固刑または6月から12月の罰金刑に処せられる：

1. その人を監視、追跡またはその人の物理的近隣を搜索する。
 2. なんらかの通信手段または第三者を介して、その人との接見を設定する、または、設定を図る。
 3. その人の個人的データの不正利用により、製品または商品を手に入れる、役務契約をする、または、第三者をその人と接触するようにする。
 4. その人の自由または財産を、あるいは、その人に近い人の自由または財産を侵害する。被害者が、その年齢、疾病、障害または他のいかなる状況の理由で特に（被害に）弱者である場合は、6月から2年の禁固刑が科される。
- ② 被害者が第173条第2項に係わるなんらかの者であるときは、1年から2年の禁固刑または60日から120日の共同体の利益の労働刑が科される。この場合は、本条第4項に係わる告発は要求されない。
- ③ 本条に規定される刑は、そこでハラスメント行為が具体化された犯罪に対応する刑を害することなく、科される。
- ④ 本条に規定される（犯罪）行為は、被害者またはその法定代理人の告発によってのみ訴追できる。
- ⑤ その所有者の同意なしに、ある人の画像を、宣伝を行なうため、または、SNSで偽りのプロフィールを開くために使用した者は、3月から1年の禁固刑または6月から12月の罰金刑に処せられる。被害者が未成年者または特別な保護が必要な障害者である場合は、刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

第172条の4 **（2023年新設）** ① 自己の意思で妊娠を中断する権利の行使を妨害するために、女性の自由を損なう迷惑的、攻撃的、脅迫的または強要的な行為によって女性にハラスメントをした者は、3月から1年の禁固刑に、または、31日から80日間の共同体の利益での労働刑に処せられる。

- ② その職務の行使または公的機能において医療従事者に、および、中絶を許可されたセンターの医療スタッフや管理スタッフに、その職業または任務の行使を妨害する目的で、前項で述べた態様でハラスメントした者にも、同様の刑が科せられる。
- ③ 裁判所は、（事案の）重大さ、主犯およびその行為の実行に加担した者たちの個人的事情を考慮して、6月から3年の間特定の場所への出入りの禁止を科することができる。
- ④ 本条に規定する刑は、ハラスメント行為が具体化された犯罪に該当する可能性のある刑を害しないで、科される。
- ⑤ 本条記載の行為の訴追においては、被害者またその法定代理人の告発は必要ない。